

平成17年特定独立行政法人の常勤職員数に関する報告

独立行政法人通則法第60条第2項の規定に基づき、平成17年1月1日現在における同法第2条第2項に規定する特定独立行政法人の常勤職員数について、以下のとおり報告します。

(単位：人)

特定独立行政法人の名称	常勤職員数	備 考
国立公文書館	42	
駐留軍等労働者労務管理機構	399	うち休職者3、育児休業者4
情報通信研究機構	460	うち休職者6
消防研究所	47	
統計センター	929	うち休職者4、育児休業者8
酒類総合研究所	50	
造幣局	1,171	うち休職者1、専従職員2
国立印刷局	5,378	うち休職者2、専従職員13、育児休業者30
国立特殊教育総合研究所	76	うち育児休業者1
大学入試センター	108	
国立オリンピック記念青少年総合センター	62	
国立女性教育会館	28	
国立国語研究所	64	
国立科学博物館	145	
物質・材料研究機構	542	うち休職者4
防災科学技術研究所	109	
放射線医学総合研究所	357	うち派遣職員1、育児休業者1
国立美術館	128	うち育児休業者1
国立博物館	227	うち休職者2、育児休業者1
文化財研究所	126	
国立健康・栄養研究所	47	
産業安全研究所	49	
産業医学総合研究所	73	
国立病院機構	46,153	うち休職者91、専従職員8、育児休業者809
農林水産消費技術センター	509	うち休職者2、育児休業者2
種苗管理センター	334	
家畜改良センター	921	うち専従職員1、派遣職員5、育児休業者4
肥飼料検査所	151	うち育児休業者2
農薬検査所	71	うち休職者1
農業者大学校	42	
林木育種センター	145	うち派遣職員2、育児休業者2

特定独立行政法人の名称	常勤職員数	備 考
さけ・ます資源管理センター	142	
水産大学校	191	うち育児休業者1
農業・生物系特定産業技術研究機構	2,845	うち休職者5、専従職員2、派遣職員5、育児休業者8
農業生物資源研究所	414	うち育児休業者1
農業環境技術研究所	191	うち派遣職員1
農業工学研究所	131	うち派遣職員2
食品総合研究所	125	
国際農林水産業研究センター	158	うち休職者1、派遣職員1
森林総合研究所	667	うち派遣職員1、育児休業者1
水産総合研究センター	875	うち派遣職員2
工業所有権情報・研修館	79	
産業技術総合研究所	3,175	うち休職者5、派遣職員2、育児休業者7
製品評価技術基盤機構	434	うち休職者4、派遣職員1、育児休業者3
土木研究所	215	うち育児休業者1
建築研究所	93	うち育児休業者1
交通安全環境研究所	99	うち休職者1
海上技術安全研究所	224	うち休職者2
港湾空港技術研究所	111	うち休職者1、育児休業者1
電子航法研究所	65	うち育児休業者1
北海道開発土木研究所	171	うち育児休業者2
海技大学校	79	うち休職者2
航海訓練所	444	うち休職者2、派遣職員4
海員学校	144	
航空大学校	121	うち休職者1
自動車検査独立行政法人	874	うち休職者2
国立環境研究所	274	うち休職者1
合 計	71,284	うち休職者143、専従職員26、派遣職員27、育児休業者892

(注) この報告における常勤職員とは、常時勤務に服することを要する職員をいい、備考欄に掲げる休職者(国家公務員法第79条の規定による休職の処分を受けた者をいう。)、停職者(国家公務員法第82条の規定による停職の処分を受けた者をいう。)、専従職員(特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第7条第5項の規定により休職者とされた者をいう。)、派遣職員(国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律第2条第1項の規定により派遣された者をいう。)及び育児休業者(国家公務員の育児休業等に関する法律第3条第1項の規定により育児休業をしている者をいう。)を含む(独立行政法人通則法第60条第1項、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第4条)。